

群馬県では

令和6年4月～

段階的に

経営革新計画が

電子申請化されます！

●経営革新計画とは

経営革新計画は、「中小企業等経営強化法」に基づく制度です。

具体的には「事業者が新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る3～8年の経営計画」を指します。経営革新計画を県に申請して承認を受けると、県の制度融資や政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例等の支援措置、補助金への加点措置等が用意されています。

※計画の承認取得をご検討の方は、まずは（公財）群馬県産業支援機構、各商工会議所、商工会等の認定支援機関にご相談ください。

●電子申請化による事業者の主なメリット

- ・提出書類や入力項目の削減等により、申請の負担が軽減。
- ・申請の審査ステータスや、次に必要な手続きが分かりやすい。
- ・画面上での入力ガイド、エラーチェック等により記載ミスが軽減できる。

●今後のスケジュール

令和6年4月～6月

現行の申請方法と電子申請を並行稼働

※電子申請にあたっては、GビズID取得が必須となります。

※電子申請化に伴い、令和6年4月1日から申請受付窓口が（公財）群馬県産業支援機構から群馬県へ変更となります。

令和6年7月以降

現行の申請方法を終了し、電子申請に一本化

その他詳細については、
県HPよりご確認ください→



お問い合わせ先

群馬県産業経済部地域企業支援課 経営・事業承継支援係
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 Tel : 027-226-3339

(公財)群馬県産業支援機構

ビジネスサポートBASEぐんま“ココカラ”

〒379-2147 前橋市亀里町884-1 Tel : 027-265-5013